

風営法改正に伴う建築基準法の改正による特別用途地区内における建築物の制限に関する条例 及び特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の改正について

1. 法改正の背景と概要

ダンスに対する意識の変化などを踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」の一部（ダンスホール及びナイトクラブ）を風俗営業から除外する規制緩和が行われました。

この風営法改正に伴い、建築基準法において風俗営業から除外されるダンスホール及びナイトクラブの建築制限が改正されることとなりました。

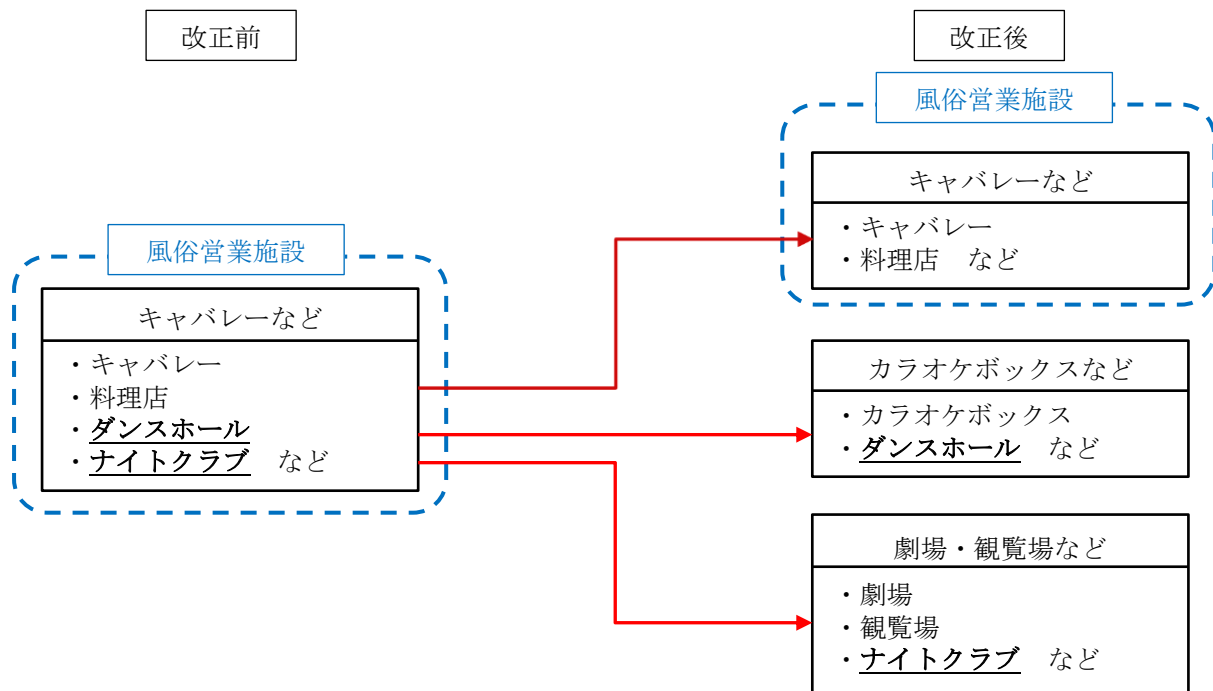
※ダンスホールとは・設備を設けて客にダンスをさせる施設。

※ナイトクラブとは・設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設。

2. 建築基準法の改正内容

建築基準法の改正により、風俗営業施設からダンスホール及びナイトクラブが除外され、ダンスホールはカラオケボックスなどと同様の用途としての、ナイトクラブは劇場・観覧場などと同様の用途としての建築制限がそれぞれ適用されることとなりました。

◎建築基準法上の建築物の用途の位置付け



これにより、ダンスホールとナイトクラブについて次の用途地域等で建築制限が変更されます。

※ダンスホールに係る法改正（平成 27 年 6 月 24 日公布、同日施行）

- ・近隣商業・準住居・第2種住居・工業の用途地域で建築が可能となります。【ただし、準住居・第2種住居・工業では床面積が 10,000 m²以下のものに限る】

※ナイトクラブに係る法改正（平成 27 年 6 月 24 日公布、平成 28 年 6 月 23 日施行）

- ・近隣商業・準住居の用途地域で建築が可能となります。【ただし、準住居ではナイトクラブの用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²未満のものに限る】
- ・用途地域の指定のない区域（都市計画区域内の白地）内で、ナイトクラブの用途に供する部分の床面積が 10,000 m²を超えるものは建築することができなくなります。

◎法改正後におけるダンスホールとナイトクラブの用途地域別の建築制限

用途	現行	改正後	
	キャバレーなど 《ダンスホール》 《ナイトクラブ》	カラオケボックスなど →《ダンスホール》	劇場・観覧場など →《ナイトクラブ》
第1種低層住居専用地域	×	×	×
第2種低層住居専用地域	×	×	×
第1種中高層住居専用地域	×	×	×
第2種中高層住居専用地域	×	×	×
第1種住居地域	×	×	×
第2種住居地域	×	▲ (床面積 10,000 m ² 以下)	×
準住居地域	×	▲ (床面積 10,000 m ² 以下)	▲ (ナイトクラブに供する部分の床面積 200 m ² 未満)
近隣商業地域	×	○	○
商業地域	○	○	○
準工業地域	○	○	○ (条例による制限あり)
工業地域	×	▲ (床面積 10,000 m ² 以下)	×

3. 法改正に伴う特別用途地区の建築制限の改正

富良野市では、準工業地域の用途地域を指定している区域について、『特別用途地区内における建築物の制限に関する条例』により、次のとおり大規模集客施設の立地を制限しています。

◎特別用途地区における建築物等の制限【現行】

特別用途地区の種別	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

現行では、ダンスホールやナイトクラブは大規模集客施設の制限の対象となっていませんが、建築基準法の改正によりナイトクラブは劇場・観覧場など同様の建築制限を受けることから、条例で定める特別用途地区における制限についても、法改正に準じて劇場・観覧場など同様に、ナイトクラブを大規模集客施設として特別用途地区において建築を制限する建築物の用途に加え改正します。

◎特別用途地区における建築物等の制限【改正案】

特別用途地区の種別	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、 <u>ナイトクラブ</u> その他これに類する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

4. 法改正に伴う特定用途制限地域の建築制限の改正

富良野市では、用途地域の指定のない区域（都市計画区域内の白地）について、『特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例』により、次のとおり風俗営業施設や危険性が大きい工場などの立地を制限しています。

◎特定用途制限地域における建築物等の制限【現行】

特定用途制限地域の種別	建築してはならない建築物
リゾート産業地区	(1)法別表第2（ぬ）項第1号に掲げる工場 (2)危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物 (3)カラオケボックスその他これに類するもの（ホテル又は旅館に附属する施設は除く。） (4)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ</u> 、 <u>ダンスホール</u> その他これらに類するもの (6)倉庫業を営む倉庫 (7)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
田園居住地区	(1)法別表第2（ぬ）項第1号に掲げる工場 (2)危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物 (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (4)カラオケボックスその他これに類するもの（ホテル又は旅館に附属する施設は除く。） (5)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6)キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ</u> 、 <u>ダンスホール</u> その他これらに類するもの (7)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (8)ホテル、旅館でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超えるもの
主要幹線道路沿道地区	(1)法別表第2（ぬ）項第1号に掲げる工場 (2)危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物 (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (4)カラオケボックスその他これに類するもの（ホテル又は旅館に附属する施設は除く。） (5)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6)キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ</u> 、 <u>ダンスホール</u> その他これらに類するもの (7)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (8)ホテル、旅館でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超えるもの

現行では、ダンスホールやナイトクラブはキャバレーなどの風俗営業施設とともに制限の対象となっていますが、建築基準法の改正により、風俗営業施設からダンスホール及びナイトクラブ除外され、ダンスホールはカラオケボックスなどと同様の用途としての、ナイトクラブは劇場・観覧場などと同様の用途としての建築制限がそれぞれ適用されることから、条例で定める特定用途制限地域における制限についても、法改正に準じてダンスホールとナイトクラブを特別用途地区において建築を制限する建築物の用途から除き改正します。

◎特定用途制限地域における建築物の制限【改正案】

特定用途制限地域の種別	建築してはならない建築物
リゾート産業地区	(1)法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる工場 (2)危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物 (3)カラオケボックスその他これに類するもの(ホテル又は旅館に附属する施設は除く。) (4)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)キャバレー、料理店その他これらに類するもの (6)倉庫業を営む倉庫 (7)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
田園居住地区	(1)法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる工場 (2)危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物 (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (4)カラオケボックスその他これに類するもの(ホテル又は旅館に附属する施設は除く。) (5)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6)キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (8)ホテル、旅館でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超えるもの
主要幹線道路沿道地区	(1)法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる工場 (2)危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物 (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (4)カラオケボックスその他これに類するもの(ホテル又は旅館に附属する施設は除く。) (5)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6)キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (8)ホテル、旅館でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超えるもの